

【議事録】 要点筆記

会議名	芦屋港活性化推進委員会 (令和7年度第2回)			会場	芦屋町役場 31会議室	
日時	令和8年3月25日(水) 18:00~18:45					
件名・議題	1 開会 2 議事 (1) 芦屋港レジャー港化の実施方針について 3 その他					
委員の出欠	委員長	内田 晃	出		今井 清人	代
	副委員長	小島 治幸	出		田上 貴章	出
		大方 優子	出		林 知幸	出
		内海 猛年	出		山田 寛	出
		中西 智昭	出		吉田 敏明	出
		田中 太	出		中西 隆雄	出
		松岡 泉	出		吉岡 学	出
		鈴木 賢治	欠		中山 智幸	出
		雑賀 光美	代		田中 耕造	欠
					安藤 正裕	欠
事務局等の出席	【事務局】 ・ 芦屋町 芦屋港活性化推進室 【事務局支援】 ・ 福岡県北九州県土整備事務所 河川砂防課 ・ 合同会社デロイトトーマツ 【オブザーバー】 ・ 国土交通省 遠賀川河川事務所 占用調整課					
傍聴人	なし					
合意・決定事項	○実施方針に基づき、令和8年度以降に民間事業者の募集手続きを進めることについて承認いただいた。					

芦屋港活性化推進委員会【令和 8 年 3 月 25 日開催分】 議事録

1 議事

(1) 芦屋港レジャー港化の実施方針について

■資料 1 及び当日配布資料を用いて、事務局から説明を行った。

○事業の範囲外という説明があったが、芦屋港活性化基本計画（以下、「基本計画」という。）を変更して、2号野積場と6号野積場及び緑地（A～C）（以下、「2号・6号野積場等エリア」という。）は、事業を行わない「事業範囲外」ということとしたのか。また、温浴施設に関する民間事業者への聞き取りを行ったことについて、芦屋港活性化推進委員会の中で議論されたことはなく、どういった経緯で行うことになったのか説明いただきたい。【委員】

⇒事業範囲外の考え方については、令和 7 年度に行った官民連携導入可能性調査業務委託（以下、「導入可能性調査」という。）で、民間事業者へのサウンディング調査を行った。その結果、令和 8 年度からの事業者募集を行う要件に、2号・6号野積場等エリアを含むと、民間事業者からの参画が難しいという結果が出た。このことから、令和 8 年度官民連携アドバイザー業務（以下、「官民連携事業」という。）で行う事業者募集の範囲からは除くという意味で、事業範囲外と記載している。2号・6号野積場等エリアの活用は引き続き芦屋港活性化基本計画に基づいて検討しつつ、基本計画の見直し作業に反映していく。

また、温浴機能については、町長のマニフェストに芦屋港のエリアも整備範囲として検討するよう話があったため、導入可能性調査で行った民間事業者とのサウンディング調査の結果を含め、資料に掲載している。【事務局】

○基本計画には事業を行う範囲が示されているため、官民連携事業の範囲外という説明がないと、基本計画の事業範囲外と勘違いしてしまう。温浴施設へのサウンディング調査は、今日参加している芦屋港活性化推進委員にとっては初見であるため、その状況を踏まえて説明してほしい。また、民間事業者からの意見を反映したかもしれないが、事業範囲外エリアを設定したことで何かしら影響が出てくるのではないか。

【委員】

⇒町が推進していく芦屋港レジャー港化は基本計画がベースとなるため、事業範囲に関する変更はないが、資料の作りが誤解を招いてしまった。「事業範囲外」という書き方をしているが、令和 8 年度に実施する官民連携事業の範囲からは除くという考え方であり、今後整備や検討をしないということではない。

また、野積場を含め官民連携事業を行っていくことは前回の推進委員会で承認をいただいております、2号・6号野積場等エリアを導入可能性調査の結果を踏まえ対象

外にしているだけで、官民連携事業とは別で連携して事業を行っていくことを認識いただきたい。【事務局】

○「事業範囲外」という言葉が、基本計画で行う事業から外れてしまったように捉えられてしまう。今回行った導入可能性調査が赤の範囲、ボートパークは緑の範囲で整備しているため、2号・6号野積場等エリアを単純に事業範囲外として示すのではなく、例えば「一体的に緑地として整備する」という考え方もあったのではないかと思われる。事業範囲で示されている赤の範囲（1号上屋・4号野積場）と同時に整備は難しいかもしれないが、2号・6号野積場等エリアを一体的に事業範囲に含めないと官民連携事業の魅力が生きてこない。もともと基本計画には「事業範囲外」で示しているエリアも整備範囲に入っているのだから、官民連携事業とは別視点で整備を検討していくという見せ方をした方が誤解を招かない。【委員長】

○スケジュールに「芦屋港活性化基本計画の見直し作業」とあるが、「基本計画を見直す」ということは、考え方が変わってしまうということになり、「実施内容が変わる」ということにならないか。実施方針の内容を基本として基本計画を見直すのであれば、議会に説明する際、当初の基本計画と違ってくるということになる。また、温浴施設に対する民間事業者への聞き取りを担当部署の判断で行ったのであれば、町として芦屋港にあればよいという方向で実施したことも議会に説明が必要である。【委員】

⇒温浴施設に対するサウンディング調査は、町長のマニフェストに掲載されていたため行った。予定している基本計画の見直しは、令和2年度の第1回変更計画という言葉に則って、見直しという記載方法にしたが、見せ方については事務局で再度検討する。【事務局】

○ボートパークの個別運用とはどういった意味合いか。【委員】

⇒開業から当面の間は、町が運営を行っていく。ただし、管理上専門知識が必要になる部分があるため、専門知識を有する業者へ一部委託を行う。これを個別運用と表現している。本来は、1号上屋等含めて一体的に管理することが理想だが、民間事業者から参入意向は出なかったため、町で運営しながら引き続き民間事業者へのサウンディング調査を行っていく。また、芦屋港ボートパークは、令和8年秋頃開業を予定しているため、詳細な開業時期が決まれば事前に係留船の募集を幅広く行っていく。【事務局】

○議題1の「芦屋港レジャー港化の実施方針」に関する事務局の提案は、令和7年度に行った導入可能性調査を通して、コスト面や事業実現性の観点から実現性の高い事業範囲を定め、スモールスタートして行くことが現実的ではないかという内容である。事業範囲外という言葉は誤解を招く可能性があるが、2号・6号野積場等エリアは事業を推進しないのではなく、令和8年ボートパーク開業や1号上屋の整備を行うつつ、活用を検討していくという説明である。資料1の実施方針の内容に沿って、令和8年度の民間事業者の募集に入っていくという内容になる。【委員長】

○1号上屋には何ができるのか。どう活用するのか。【委員】

⇒1号上屋の導入機能は、基本計画内にある「飲食直売・サイクルステーション・観光案内」に加え、今回追加した「屋内遊び場・交流スペース」の導入を検討している。【事務局】

⇒サイクルステーションや直売所のイメージは、海の駅や道の駅といったイメージで、町内の海産物も販売するの。合わせて、その中に子どもの遊び場を作ろうということか。【委員】

⇒そうである。【事務局】

○民間事業者との対話で温泉施設整備に関する意向を聞いたということか。【委員】

⇒意向を聞いたが、民間事業者からは現時点では参画はなかなか難しいとの反応だった。【事務局】

⇒先ほど委員長が言われたように、スモールスタートというのは良いように感じている。エリア一体を整備して廃墟になったような事例もある。需要の見込み等がある程度出てこない、全体を整備していくことの判断は難しい。【委員】

○本来であれば基本計画のとおり整備し、事業範囲外の場所も景観を何とかしないと、1号上屋等の魅力が生きてこないと思うため、本来はスモールスタートではなく、きちんと整備していくべきである。芦屋港レジャー港化も長い間議論しているので、町民の方も開業がまだかと思っていると感じる。一方で、現実的にサウンディングを実施する段階では、参画が難しいという現実を突きつけられているところもある。落としどころとして、今回ボートパークができるため、本来ならボートパークの整備される時に1号上屋も整備されて、一体的に開業することが良かったが、そこまでは至らなかったというところをご理解いただきたい。【委員長】

○実施方針についてはある程度理解できるが、導入機能だけでなく町としてどういう風に力を入れていき、どういった全体コンセプトで事業を行っていくかが重要になる。砂像屋内展示施設という魅力がなくなったため、要求水準書の中でどこまで示せるのか検討してほしい。【委員】

⇒ハコモノを作るだけで終わってしまう事例も多々あるため、ソフト面でも魅力のある施設になるよう、基本計画に定めてコンセプトに基づいて要求水準書に示したい。【事務局】

2 その他

(1) 芦屋港ボートパーク進捗状況について

■当日配布資料を用いて、事務局から説明を行った。

○芦屋港ボートパーク進捗状況について

芦屋港ボートパークにおける浮棧橋・魚釣施設の整備はほぼ完了しており、令和8年4月以降に駐車場や管理事務所の整備を行っていくため、工事スケジュールが確定した後に、明確な施設開業時期を公表する。また、時期が確定すれば係留船の募集も行っていくため、併せて公表していく。【事務局】

○係留船募集の範囲は、どの程度の範囲行う予定なのか。【副委員長】

⇒芦屋町はもちろん、福岡県域は実施する予定である。そこからどの程度範囲を広げるかは具体的に定まっていないが、可能な限り募集内容が届くように働きかけしたい。以前の、プレジャーボート専門分科会で出た意見のように、芦屋港ボートパークが魅力ある施設・立地であれば、遠方の方でも係留する可能性があるため、広い範囲で募集ができればと思う。【事務局】

○本日の意見に関しては令和8年度の官民連携事業で行う事業者募集を進めていくにあたり事務局で整理していく。特に、基本計画の見直しについての表現は、当初策定時の計画から令和7年度実施した官民連携導入可能性調査で変わってきた部分があるため、芦屋港活性化推進委員会には示したうえで事業者募集に進んでいきたいと考えている。そのため、事業者募集を進めるにあたりどういったまとめ方をするのかを、令和8年度の推進委員会で諮りたいと考えている。【事務局】